しょうがいしゃきょたくかいご 障害者居宅介護 (ホームヘルプ) サービス

じゅうようじこうせつめいしょ 重要事項説明書

本重要 事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「障害者 総合支援法に基づく鳥取県障害など、社会福祉法第76条及び「障害者 総合支援法に基づく鳥取県障害など、社会事業に関する条例」第6条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上 ご注意いただきたいことを説明するものです。

※本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく障害者居宅 がいこ でいきょう します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給けってい かた たいしょう とう けってい 決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇
しています。 しょうしゃ 1.事業者・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
『ビボッうしょ がいよう 2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・ 2
『ヒĕュゥヒっレธทธ์ 3.事業実施地域・・・・・・・・・・・・・・・2
・ とうじぎょうしょ ていきょう
りょう かん りゅういじこう 7. サービスの利用に関する留意事項・・・・・・・・・・7~9

『 C C C C C C C C C C C C C C C C C C
しんたいこうそくとう きんし 11. 身体拘束等の禁止について・・・・・・・・・・・・10
13. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・10~11

しゃかいふくしほうじん ほうきちょうしゃかいふくしきょうぎかい社会福祉法人 伯耆町社会福祉協議会

みぞくちきょたくかいごじぎょうしょ溝口居宅介護事業所

1. 事業者

めいしょう 名称	しゃかいふく しほうじん ほうきちょうしゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人 伯耆町社会福祉協議会
所在地	とっとりけんさいはくぐんほうき ちょうみぞくち
でんわばんごう電話番号	0859 (63) 0666
代表者氏名	かいちょう かげやま りょういち 会長 景山 良一
設立 年月	平成17年2月1日

2. 事業所の概要

	きょたくかいご じゅうどほうもんかいご ○居宅介護・重度訪問介護
じぎょう しゅるい	れいわ がんねん がつ にちしてい とっとりけんしれい だい 令和元年10月1日指定 鳥取県指令第201900114287号
事業の種類	まるこうどうえんご ○行動援護
	や和4年7月1日指定 鳥取県指令第202200077491号
	によう しゃきょたくかいご しょう しゃじりつ しえんほう したが りょうしゃ で がい者居宅介護は、障 がい者自立支援法に従い利用者が
じぎょう もくてき 声光の口的	居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した
事業の目的	日常 生活を営むことができるように支援することを目的と
	して、サービスを提供します。
事業所の名称	せ会福祉法人伯耆町 社会福祉協議会 溝口居宅介護事業所
事業所の所在地	とっとりけんさいはくぐんほうき ちょうみぞくち はんち 鳥取県西伯郡伯耆町 溝口281番地2
でんわばんごう 電話番号	0859 (63) 0666
かんりしゃしめい 管理者氏名	片岡・真由美
	①居宅において自立した生活を営むことができるように、
じぎょうしょ うんえい	入浴、排せつ、食事の介助等生活全般に亘る介助を
事業所の運営	たな 行います。
方針について	②事業の提供 にあたって関係機関、福祉サービスとの連携を
	ばか そうごうてき さーぴす ていきょう おこな 図り、総合的なサービスの提供 を行います。
かいせつねんげつ 開設年月	平成 1 7 年 2 月 1 日
事業所 が行なって	していほうもんかいご 指定訪問介護
いる他の業務	平成29年2月1日指定更新受南箕第30号

3. 事業実施地域

ほうきちょうぜんいき 伯耆町全域

えいぎょうじかん 4. 営業時間

えいぎょう び 営業日	げつようび どようび こくみん しゅくじつ ふりかえきゅうじつ ねんまつねんし のぞ 月曜日~土曜日(国民の祝日 、振替休日 、年末年始を除く。ただ ぎょうむ っこうじょう え ばかい 場合は、この限りではない。)
受付時間	月曜日~土曜日 午前8時30分~午後7時
サーヒ゛ス提供時間帯	通常時間 午前8時30分~午後7時

5. 職員の体制

しょくいん はいちじょうきょう しょくいん はいち く職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	jù サラ 数	職務的容
かんりしゃ	名	サービス提供責任者、従業者(以下「従業者等」という。)の管理及び業務、その他の管理を一元的に行うとともに、従業者等に対し法令等を遵守させるために必要な管理監督行います。
サービス 提供責任者	がいじょう 1名以上	・事業の利用申うし込みに係る調整 ・従業者に対する相談助言及び技術指導 ・指定居宅介護等の計画の作成等
" 業者	で 2. 5名以上	指定居宅介護等の提供にあたります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

きょたくかいご けいかく ないよう けいやくしょだい じょう だい じょうきんしょう (1)「居宅介護計画」とサービス内容(契約書第3条・第4条参照)

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画等(居宅介護計画、定めらどほうもんかいごけいかく こうどうえんごけいかく 重度訪問介護計画、行動援護計画)」を定めて、サービスを提供します。「居宅が正けいかくとう 介護計画等」は、市町村が決定した居宅介護の「支給量」(「受給者証」に乗るいとあります。)と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅かいごけいかくとう りょうしゃ かぞく じぜん せつめい し、同意をいただくとともに、りょうしゃ もう で 利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービス区分及びサービス内容〉

①居宅介護

- しんたいかいご かてい ほうもん にゅうよく はいせっ しょくじ かいじょ 身体介護 (ご家庭に訪問し、入浴 や排泄、食事などの介助をします。)
 - ○入浴 介助・清拭・洗髪…入浴 の介助や清拭 (体 を拭く) や洗髪などを行います。
 - ○排せつ介助… 排せつの介助、おむつ交換を行います。
 - ○食事介助… 食事の介助を行います。

- ○衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
- ○その他必要な身体介護を行います。
- ※ 医療行為はいたしません。
- ○調理…利用者の食事の用意を行います。
- ○洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
- かいもの · · · りょうしゃ にちじょうせいかつ ひつよう ぶっぴん かいもの おこな ○買い物… 利用者の日常 生活に必要となる物品の買い物を行います。
- た かんけいきかん れんらく ひつよう かじ おこな ひその他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
- つういんかいじょ つういん かいじょ おこないます しんたいかいご ともな ○通院介助…通院の介助を行います。(身体介護を伴わない)
- ※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。(預貯金通帳・カードは お預かりできません。)

- ②重度訪問介護
 - じゅうど しんしょうしゃ ちょうじかん ほうもんかいご おこな ○重度身障者 の長時間の訪問介護を行います。
- こうどうえんご ③行動援護
 - りょうしゃ こうどう さい しょうじるきけん かいひ ひつよう えんご O利用者が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護
 - がいしゅっじ いどうちゅう かいこ はいせっおよびしょくじとう かいご 外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護
- た ひっよう おう けんこう にちじょうせいかっじょう じょうきょう うかが せいかっじょう ④その他、必要に応じて健康や日常 生活上 の状況 をお伺いし、生活上 の そうだん じょげん おこな ご相談や助言を行います。

(2) 利用者負担額 (契約書第5条参照)

	30%ルタまル 30分未満	2, 560円
① 身体介護中心	30分以上1時間未満	4, 040円
① 身体介護中心 入浴、排せつ炭び食事等の介護 通院等介助(身体介護を存う)	1時間以上1時間30分未満	5, 870円
	1時間30分以上2時間未満	6, 690円
	2時間以上2時間30分未満	7, 540円
	2時間30分以上3時間未満	8, 370円

	3時間以上	9, 210円
		830円加算
	がみまた 30分未満	1,060円
	30分以上45分未満	1,530克
② 家事援助中心	45分以上1時間未満	1,970党
② 家事援助中心 ちょうり せんたくお よそうじとう か じ えんじょ	1時間以上1時間15分未満	2, 390円
調理、洗濯及び掃除等の家事の援助	1時間15分以上1時間30分未満	2, 750円
	1時間30分以上	3, 110円
	所要時間15分増すごとに	350
	30分未満	1, 060 H
③	30分以上1時間未満	1, 970 H
しんないかで ときな (身体介護を伴わない)	1時間以上30分未満	2,750円
(为 [本月] [支] [1時間30分以上	3, 450 🛱
	所要時間30分増すごとに	690 円加算
	30分未満	2, 880 H
	30分以上1時間未満	4, 370 H
	じかんいじょう じかん ぶんみまん 1時間以上1時間30分未満 じかん ぶんいじょう じかんみまん	6, 190 H
	じかん ふんいじょう じかんみまん 1時間30分以上2時間未満 じかんいじょう じかん ふんみまん	7, 620 \(\vec{P}\)
	とかんいじょう じかん ふんみまん 2時間以上2時間30分未満 しかん ふんいじょう じかんみまん	9, 050 H
	2時間30分以上3時間未満	10, 470 Å
	3時間以上3時間30分未満	11, 910円
(4) 行動援護	3時間30分以上4時間未満	13, 340 Å
	4時間以上4時間30分未満 4時間30分以上5時間未満	14, 790
	4時間30分以上5時間未満 5時間以上5時間30分未満	16, 230 Å
	5時間以上5時間30分末滴 5時間30分以上6時間未満	17, 640 円 19, 040円
	5時間30分以上6時間木満 でかんいじょう じかん ふんみまん 6時間以上6時間30分未満	19, 040円 20, 460円
	6時間30分以上7時間未満	21, 920
	でかんいじょう じかん ぶんみまん 7時間以上7時間30分未満	23, 400円
	7時間30分以上	24,850円
(5) 通院等乗降介助	1回につき	1, 020 H
(6) 初回加算	1 月につき	2,000党
⑦ 緊急時対応加算(月2回まで)	1 回につき	1,000円
8 特別地域加算	1月につき	報酬に15%加算
9 利用者負担上限額管理加算(月1回)	1月につき _{まうもん おこな ばあい}	1, 500党

<2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合> $^{\text{Deb}}$ した場合> $^{\text{Deb}}$ 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意 $^{\text{Color}}$ のもと $^{\text{Color}}$ した場合は、 $^{\text{Color}}$ 2倍の利用者負担額 をいただきます。

りょうしゃ ふたん がく じょうげんとう <利用者負担額の上限 等について>

☆ 障害者居宅介護対象のサービス(ホームヘルプサービス、デイサービ ス、ショートステイ)利用者負担額は、市町村が上限を定めています。そのた め、これらのサービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額 か は変わることがあります。本事業者が代理受領を行った介護給付費は、利用者 に通知します。

<償環 払い>

- かいご きゅうふひ じ ぎょうしゃ だいり じゅりょう おこな ばあい しちょうそん さだ介護給付費を事業者 が代理受領 を行わない場合は、市町村が定める かいこ きゅうらひ ぜんがく 介護給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に 「サービス提供 証明書 」を交付します。(「サービス提供 証明書 」と 「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給 されます。)
- ていきょう よう じっぴ ふたん がく しょうがいしゃきょたくかいご たいしょう (3) サービス提供に要する実費負担額(障害者居宅介護サービスの対象と ならない負担額)

(契約書第5条参照)

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませ んので、実費をいただきます。

- ① 通常 の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービス を利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただき ます。 (サービス利用料とともに 1 km 毎に100円加算 ます。(サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。)
- ② 伯耆町障害者移動支援事業においてホームヘルパーに公共交通機関 などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合は、(サービスご ッヒッ゚ ヒ 利用時にその都度ご負担いただきます。)実費をご負担いただきます。
- ③ 利用者は、サービス提供 に関する記録をいつでも閲覧できますが、複写 物を必要とする場合には、実費相当額をご負担いただきます。
 - 複写物 1枚10円
- (4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法(契約書第5条 参照)

前記(2)、及び(3)の①の料金・費用は、1ケ月ごとに計算し、ご請求し ますので、翌々月5日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ケ げつ み きかん かん りょう りょうきん りょう じょうきょう もと 月に満たない期間のサービスに関する利用料金 は、利用 状 況 に基づいて 計算した金額とします。)

ア. 下記指定口座への振込方法

はいんこうどうきんこうみぞくちしゅっちょうしょ なっう よきん 当通預金 099-2116575 きっとりせいぶのうきょうみぞくちししょ 鳥取西部農 協溝口支所 普通貯金 441-6019344 きっとりぎんこうみぞくちしゅっちょうしょ 高取銀行溝口出張所 普通預金 180-1340171

ゆうちょ銀行

普通貯金 15210-9132441

オ. 金融機関口座からの自動引き落とし方法

きんゆうきかん じどう ひき おとし せっていけいやく ひつようご利用できる金融機関(自動引き落としの設定契約が必要) さんいんごうどうぎんこうみぞくちしゅっちょうしょ とっとりせいぶのうきょうみぞくちししょ 山陰合同銀行溝口出張所 鳥取西部農協溝口支所 とっとりぎんこうみぞくちしゅっちょうしょ 鳥取銀行溝口出張所 ゆうちょ銀行

ウ. 現金での支払い方法

th the sp は は した翌月の初めに職員が伺いますので、その際にお支払い下さい。
「げんそく
(原則として、月初めのサービス実施日とします。)

(5)利用の中止、変更、追加(契約書第6条 参照)

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービッルよう ちゅうしまた へんこう スの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日の午後5時までに事業者に申し出てください。
- ③ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し

 で出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない場合は取消料はいただきません。

, = 2 3, = , , ,	
りょう ょてい ヷ ぜんじつ もう で ばあい 利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
りょう よてい び ぜんじつ もう で ばあい 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	じこあたんそうとうがく 自己負担相当額

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況 によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額(交通費等)の変更

ま費負担額(交通費等)を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

☆ サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際

のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスでいきょう たんとう たんとう と 提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

☆ 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓 できょう まきにご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

- ☆ サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。(ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。)

(3) サービス内容の変更

まうもんじ りょうしゃ たいちょうとう りゅう きょたくかいご けいかくとう ょてい 訪問時に、利用者の体調 等の理由で居宅介護計画等で予定されていたサービ

スの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証 の確認 (契約書第3条 参照)

「住所」及び「居宅利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」」の記載内 はあい 「はあい 」をでいて、 ではあい はない 「支給量」など「受給者証」」の記載内 なるの変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、 なるとうます。 「でいきょうせきにんしゃ 「でいきゅうしゃしょう」 の確認をさせて 地当ホームヘルパーやサービス提供 責任者が「受給者証」」の確認をさせて いただく場合には、ご提示くださいますようお願いします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- (I) 医療行為
- ④ 利用者若しくはその家族等からの金銭又は物品、飲食 の授受
- ⑤ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三 とまたう。 せいめいまた しんたい ほご さんきゅう え ばあい のぞ 者等の生命又は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除

< 。)

⑦ その他利用者若しくはその家族等に対して行う宗教 活動、政治 たいとう えいり かつどうおよ た めいわくこうい 活動、営利活動及びその他迷惑行為

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報 の管理、開示について (契約書第8条 参照)

本事業所では、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

- 9. 事故発生時の対応等について (契約書第9条 参照)
- (1) 事故発生時の対応

当事業所では、利用者が安心してサービスを受けられるように、サービスでいきょうの提供により事故が発生した場合、家族、利用者に関係する市町村に対してれたらく おこな など ひつよう そち 連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(2) 損害補償の対応

10. 虐待 の防止について

事業所は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次では、また。 こうの 古世ではます。

- (1) 虐待 防止に関する担当者の選定及び設置 きゃくたいぼうし たんとうしゃ よねはら しゅうこ 虐待 防止担当者 米原 習子
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての職員への 間知徹底

11. 身体拘束等の禁止について

事業所は、利用者の身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急、かつ、やむを得ない場合は管理者、サービス提供責任者の判断により身体拘束等等を行うことがあります。その場合には、速やかに家族、医師等に連絡し必要な指示を受けます。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録をします。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。
- (1)身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (2) 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
- (3) 身体拘束適正化委員会の設置及び委員会での検討結果についての職員 への周知徹底

12. 秘密保持について

- (1)事業者及びその従業員 は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密をも漏らしません。
- (2)事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- (3)事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者又は利用者の家族の同意を得ない限りサービス担当者会議等においてそれらの個人情報を用いません。
- 13. 苦情等の受付について(契約書第14条参照)
 - (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

- ** きゃくさまそうだんがかり くじょううけつけまどぐち たんとうしゃ かんりしゃ かたおか まゆみ (お客 様相談係 <苦情受付窓口(担当者) > 管理者 片岡 真由美

(2) 行政 機関その他苦情受付機関

	しょざいち とっとりけんさいはくぐんほうき ちょうよしなが ばんち 所在地 鳥取県西伯郡伯耆町 吉長37-3番地 でんわばんごう
 _{ほうきちょうやくば} 伯耆 町 役場	電話番号 0859-68-5535
	FAX 0859-68-3866
	受付時間 午前8時30分~午後5時
とっとりけんうんえいてきせいか	所在地 鳥取市伏野1729番地5
鳥取県運営適正化	電話番号 0857-59-6331
委員会(鳥取県社会	FAX 0 8 5 7 - 5 9 - 6 3 4 0
福祉協議会内)	受付時間 午前8時30分~午後5時

こじん じょうほうほご 個人情報 保護について

こじん じょうほう とりあつか じんかく じんけんそんちょう りねん **個人情報 の取扱いについては、人格、人権尊重 の理念のもとに、関係法令** およ ほんかい こじん じょうほうほご きてい じゅんしゅ しんちょう と あつか **及び本会の個人情報 保護規程を遵守 し慎重 に取り扱います。**

しょうがいしゃきょたくかいご でいきょうどういしょ 障害者居宅介護サービス提供同意書

とっとりけんさいはくぐんほうき ちょうみぞくち ばんち 鳥取県西伯郡伯耆町 溝口281番地2 しゃかいふくし ほうじん ほうき ちょうしゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人 伯耆町 社会福祉協議会 みぞくちきょたくかいご じぎょうしょ 溝口居宅介護事業所

博口店七汀護事業 かい ちょう かげやま りょういち 会 長 景山 良一

いん

Leadwas (L ほうじん ほうき ちょうしゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人 伯耆町 社会福祉協議会 みぞくちきょたくかいこ じぎょうしょ 溝口居宅介護事業所 せつめいしゃ 説明者 サービス提供 責任者

氏 名 節

たし ほんしょめん もと じょぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う しょうがいしゃきょたく 私 は、本書面に基づいて事業者 から重要 事項の説明を受け、障害者 居宅 かいこ ていきょうかいし どうい 介護サービスの提供 開始に同意しました。

利用者 住所

しめい氏名

いん

いん